

## 本山町家具等安全対策費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における家具等の転倒、ガラスの飛散等による二次被害を防止又は軽減することを目的とし、それらの対策を講じる者に対して、予算の範囲内において本山町家具等安全対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象世帯)

第2条 補助金の交付の対象は、町内に住所を有する世帯とする。ただし、本山町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第3号）第2条に規定する排除措置対象者に該当すると認められる場合を除く。

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自ら居住する住宅への次に掲げる器具等の購入及び設置に要する費用とする。ただし、安全対策に明らかに寄与しない工事に要する費用は除く。

(1) 家具等転倒防止器具等

(2) ガラス飛散防止フィルム 既存ガラスの種別が、合わせガラス等の飛散のおそれのないものではないこと及びガラス飛散防止フィルムがJIS-A5759のガラス飛散防止性能（記号A、記号B）を満たすものであること。

(3) 感震ブレーカー 「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」（内閣府）で定める簡易タイプの性能評価に基づき、一般財団法人日本消防設備安全センターが推奨する物に限る。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、1申請につき32,000円を上限とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

なお、高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された工務店が施工する取付工事費用、及びそれに伴う器具等の購入に要する費用に対して補助する。

### (補助金交付申請)

第5条 申請者は、安全対策工事前の実施前に本山町家具等安全対策費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、町長に提出するものとする。

2 申請は、1世帯につき1回限りとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

### (補助金交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請があった場合は、補助金交付申請書類を審査し、補助金の交付が適

当と認めるときは、本山町家具等安全対策費補助金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 町長は、前項審査の結果、補助金の交付が不相当と認めるときは、本山町家具等安全対策費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

（実績報告）

第7条 申請者は、安全対策工事が完了したときは、速やかに本山町家具等安全対策費補助事業実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第8条 町長は、前条の報告があったときは、内容の審査を行い、相当と認めるときは、本山町家具等安全対策費補助金確定通知書（様式第5号）によって申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 申請者は、前条の通知を受けたときは、本山町家具等安全対策費補助金交付請求書（様式第6号）により町長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 請求者が、前項の補助金交付の請求をするにあたり、その請求及び受領を登録事業者に委任する場合は、補助金交付請求書に、請求及び受領委任状（様式第7号）を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 町長は、前条の交付請求書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、相当と認めるときは補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第11条 町長は、申請者が次の事項に該当した場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽り不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則 （施行期日） この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

申請者

住 所 本山町

ふり がな  
氏 名

印

電話番号

本山町家具等安全対策費補助金交付申請書

本山町家具等安全対策費補助事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

なお、借家、町営住宅等に設置する場合は、器具等の取付けについて建物所有者の了解は得ており、明渡しの際には、両者で器具等の取扱いについて協議の上、解決することを誓います。

記

- 1 補助対象事業費 円
- 2 補助金交付申請額 円（上限 32,000 円 1,000 円未満切捨て）
- 3 設置しようとする建物の所有区分  
(1) 持家・借家・町営住宅・県営住宅・その他（ ）  
(2) 所在地 本山町
- 4 事業の内容  
購入費及び取付費用（家具等転倒防止器具・ガラス飛散防止フィルム・感震ブレーカー）
- 5 添付書類  
(1) 見積書（商品名、購入費、取付費用等の経費内訳がわかるもの）  
(2) 本山町税及び高知県税を滞納していないことを証する書類

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

本山町長

本山町家具等安全対策費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった本山町家具等安全対策費補助金については、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

交付決定額 金 円

補助の条件

借家、町営住宅等の明渡しの際には、各自自費をもって取り外し等を行い、現状に復す等の対策を取ること。

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

本山町長

本山町家具等安全対策費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった本山町家具等安全対策費対策費補助金については、下記の理由により不交付決定しましたので通知します。

記

不交付の理由

年 月 日

本山町長 様

申請者

住 所 本山町

ふり がな  
氏 名

Ⓔ

電話番号

本山町家具等安全対策費補助事業実績報告書

年 月 日付第 号によって交付決定を受けた本山町家具等安全対策費補助金  
について、事業が完了したので、本山町家具等安全対策費補助金交付要綱第7条の規定に基  
づき、下記のとおり報告します。

記

1 実績額 金 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 家具転倒防止等対策に係る経費内訳書及び領収書
- (2) 家具転倒防止等対策の内容を確認できる写真（対策前後の写真）
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第5号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

本山町長

本山町家具等安全対策費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった本山町家具等安全対策費補助金については、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

交付確定額 金 円

年 月 日

本山町長 様

申請者

住 所 本山町

ふり がな  
氏 名

印

電話番号

本山町家具等安全対策費補助金交付請求書

年 月 日付 号で交付決定通知のあった本山町家具等安全対策費補助金について、本山町家具等安全対策費補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関・支店							
口座種類・番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座						
口座名義人	(フリガナ)						



様式第7号(第9条関係)

年 月 日

本山町長 様

補助金申請者 住所

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

代理請求及び代理受領委任状

私は、 年 月 日付け 本建発第 号にて補助金額の確定の通知を受けた  
補助金（金 円）にかかる請求及び受領について、次のとおり委任します。

記

受任者（補助金請求者）

〒

住  
所

氏 名